

一般社団法人 日本産科婦人科内視鏡学会定款施行細則

第1章 会員

第1条 この法人の会員種別は正会員、名誉会員、功勞会員、メディカルスタッフ会員、賛助会員とする。

入会金及び会費

第2条 入会金及び会費を次のごとく定める。

- (1) 正会員 入会金 10,000円、会費年額 会員12,000円、評議員15,000円、技術認定医15,000円、理事及び特任理事15,000円
- (2) 名誉会員、功勞会員および年齢が77歳以上で会員歴10年以上の会員は、会費を免除する。
- (3) メディカルスタッフ会員 入会金5,000円、会費年額 6,000円
- (4) 賛助会員 入会金なし、年額1口50,000円

名誉会員の選考基準

第3条 名誉会員の称号は年齢65歳以上の会員で次の各号の3以上の条件を満たすものについて選考し、授与することができる。

- (1) この法人の発展に顕著な業績を残したもの
- (2) この法人の学術集会において顕著な業績を発表したものの
- (3) この法人の社員に通算10年以上就任したものの
- (4) この法人の理事、監事に通算6年以上就任したものの
- (5) この法人の理事長、学術集会長に就任したものの

名誉会員の選考特例

第4条 産婦人科内視鏡学の進歩あるいはこの法人の発展に著しく貢献したと認められる者に対しては、前条の規定にかかわらず選考の上、名誉会員の称号を授与することができる。

名誉会員の推薦手続き

第5条 理事は名誉会員候補者を理事長に推薦し、理事長はそれを理事会にはかり社員総会の承認を受ける。

名誉会員の処遇

- 第6条** 名誉会員の称号は終身称号であり、授与に際してはこの法人から感謝状を贈呈する。
2. 名誉会員は、理事会及び社員総会に出席して発言することができる。但し、議決権は有しない。
 3. 理事長経験者の名誉会員は、常務理事会に出席して発言することができる。

功勞会員の選考基準

第7条 功勞会員の称号は年齢65歳以上の会員で次の各号のいずれかに該当するものについて選考し、授与することができる。

- (1) この法人の発展に功勞のあったもの
- (2) この法人の役員、社員に通算6年以上就任したものの

功勞会員の推薦手続き

第8条 理事は功勞会員候補者を理事長に推薦し、理事長はそれを理事会にはかり、社員総会

の承認を受ける。

功労会員の処遇

第9条 功労会員の称号は終身称号であり、授与に際してはこの法人から感謝状を贈呈する。

2. 功労会員は、社員総会に出席して発言することができる。但し、議決権は有しない。

メディカルスタッフ会員の処遇

第10条 メディカルスタッフ会員は、この法人の目的に賛同する看護師、臨床工学士、臨床検査技師および放射線技師等であって医療に従事している者とする。

2. メディカルスタッフ会員は、次の権利を有する。

- (1) この法人の主催する学術集会に参加すること
- (2) この法人の発行する機関誌に学術論文を投稿すること
- (3) この法人の発行する機関誌の頒布を受けること
- (4) 社員総会に出席して発言することができる。但し、議決権は有しない。

賛助会員の処遇

第11条 賛助会員は、この法人の事業を後援する個人または団体とする。

2. 賛助会員は、次の権利を有する。

- (1) この法人の主催する学術集会に参加すること
- (2) この法人の発行する機関誌の頒布を受けること
- (3) 社員総会に出席して発言することができる。但し、議決権は有しない。

第2章 会議

総会の成立

第12条 社員総会は社員の過半数の出席をもって成立する。

理事会の成立

第13条 理事会は理事の過半数の出席をもって成立する。

理事会へのその他の参加者

第14条 監事、特任理事及び代表幹事は理事会に出席するものとする。

理事会の議決

第15条 理事会の議決は出席理事の過半数をもって決定する。

第3章 学術集会及び学術集会会長・次期学術集会会長

学術集会の呼称

第16条 定款第40条の学術集会の講演会は第〇〇回日本産科婦人科内視鏡学会学術講演会と呼称する。

学術講演会の運営

第17条 本会に学術集会会長1名、次期学術集会会長1名を置く。学術集会の運営は会長が裁量する。

2. 学術集会会長は学術講演会を主宰する。次期学術集会会長は学術集会会長を補佐する。
3. 次期学術集会会長は、理事会がその候補者を推薦し、社員総会の議決を経て決定する。

学術集会の会期と学術集会会長及び次期学術集会会長の職務

第18条 学術集会の会期は3日以内とする。

2. 学術集会会長又は次期学術集会会長が任期の途中で退任した場合は、理事会がその候補者を推薦し、社員総会の議決を経て決定することができる。

3. 学術集会会長の任期はその主宰する学術講演会終了時までとする。次期学術集会会長は学術講演会終了時に自動的に学術集会会長となる。

4. 学術集会会長・次期学術集会会長が理事でない場合は、その任期の間、理事会（常務理事会を含む）に出席し意見を述べるができる。

第4章 機関誌

機関誌の呼称

第19条 この法人の機関誌は日本産科婦人科内視鏡学会雑誌（JAPANESE JOURNAL OF GYNECOLOGIC AND OBSTETRIC ENDOSCOPY）と呼称する。

機関誌の投稿規定

第20条 機関誌の投稿規定は別に定める。

施行細則の変更

第21条 本施行細則の変更は理事会の議を経て、社員総会の承認を得なければならない。

第5章 幹事および委員

幹事の規定

第22条 幹事は理事会の議を経て理事長が委嘱する。

2. 幹事は庶務・COI・組織、会計、学術・ガイドライン、教育、編集、広報・渉外、社会保険、技術認定、調査普及、認定研修施設、倫理・医療安全、腫瘍・ロボット支援下手術、その他の会務を分担し、各会務分担の常任理事を補佐して日常の業務を行なう。

幹事会の規定

第23条 幹事会は必要に応じて幹事長が招集し司会する。

幹事の職務

第24条 幹事は1つの委員会を担当し、原則として兼任しない。

2. 庶務、会計担当の幹事は他の委員会の幹事を原則として兼任しない。

3. 幹事の任期は2年とし、再任を妨げない。

4. 幹事に事故あるときは、理事長は理事会の議を経て補充することができる。

5. 補充または増員により就任した幹事の任期は前任者または現任者の残任期間とする。

6. 幹事は任期満了後も後任者決定まではその職務を行わなければならない。

委員会の規定

第25条 本法人の運営目的の達成及び事業を執行するために、定款第32条の委員会を次のごとく定める。

常設委員会

- (1) 学術・ガイドライン委員会（杉本賞選考委員会、武内賞選考委員会、学会賞選考委員会）
- (2) 編集委員会
- (3) 社会保険委員会
- (4) 技術認定制度委員会

- (5) 調査普及委員会
- (6) 庶務・COI・組織委員会（評議員選考委員会）
- (7) 認定研修施設委員会
- (8) 倫理・医療安全委員会
- (9) 教育委員会
- (10) 広報・渉外委員会
- (11) 悪性腫瘍手術委員会
- (12) ロボット支援下手術委員会

2. 臨時委員会

委員会の構成

第26条

委員長、委員は理事会の議を経て、会員中より理事長が委嘱する。ただし、会員以外の委員を必要に応じて選任することができる。

2. 各委員会の構成は以下のごとく定め、理事会において選任する。

(1) 学術・ガイドライン委員会：この法人に学術・ガイドライン委員会を置く。本項における委員会は、この法人の学術上組織、運営、技術の向上などに貢献した会員などを表彰すること、ガイドラインを作成、更新することを目的とする。この委員会は、この法人における表彰制度に關した3つの常設委員会と、定款第6章第32条2.及び定款施行細則第5章第28条に定めた、ガイドライン改定時に発足する1つの臨時委員会から構成される。

常設委員会

- ・杉本賞選考委員会
杉本賞規則・細則において別に規定する。
- ・武内賞選考委員会
武内賞内規において別に規定する。
- ・学会賞選考委員会
学術賞（論文部門・ビデオ部門）内規において別に規定する。

臨時委員会

- ・ガイドライン委員会
産婦人科領域の内視鏡手術などに関するガイドラインの作成と、その定期的な更新業務をおこなう。構成は委員長1名、担当理事及び幹事などを含む必要十分数の委員とする。
- (2) 編集委員会：この法人に編集委員会を置く。本項における委員会は、この法人の編纂する機関誌に関する業務を行ない、査読業務に秀でた者を推薦する。構成は委員長1名、担当理事及び幹事などを含む委員15名以内とする。
- (3) 社会保険委員会：この法人に社会保険委員会を置く。本項における委員会は、この法人に關連する社会保険に関する調査、検討、その他業務を行なう。構成は委員長1名、担当理事及び幹事などを含む委員10名以内とする。
- (4) 技術認定制度委員会：この法人に技術認定制度委員会を置く。本項における委員会は、この法人が認定する腹腔鏡及び子宮鏡認定医に関する審査、検討、その他業務を行なう。この委員会の構成は、日本産科婦人科内視鏡学会技術認定制度規則にて別に定める。
- (5) 調査普及委員会：この法人に調査普及委員会を置く。構成は委員長1名、担当理事及び幹

事などを含む委員15名以内とする。

(6) 庶務・COI・組織委員会：この法人に庶務・COI・組織委員会を置く。本項における委員会は、次の事項を担当する。

- ・ 会員に関する事項（入会、退会に関する手続き）
- ・ 評議員の選出、適格性の判定などに関する事項（評議員選考委員会の構成は、評議員選任規定（内規）に準ずる。）
- ・ 役員の利益相反状態の管理
- ・ 特定の委員会に属さない内規の制定及び改訂
- ・ 文書・記録の保管
- ・ 本法人所有物品の管理
- ・ 他の委員会との連結
- ・ その他、庶務に関する事項

(7) 認定研修施設委員会：この法人に認定研修施設委員会を置く。本項における委員会は、この法人が認定する教育施設としての要項が各施設において充足されているかどうかの審査と、施設要件遵守状況の検討、更新、その他業務を行なう。この委員会の構成は、認定研修施設に関する細則において別に定める。

(8) 倫理・医療安全委員会：この法人に倫理・医療安全委員会を置く。本項における委員会は、この法人に関連する倫理および医療安全事案について調査、検討、教育、評価を行なうとともに、関連するその他業務を行なう。構成は委員長1名、担当理事及び幹事などを含む委員10名以内とする。

(9) 教育委員会：この法人に教育委員会を置く。本項における委員会は、婦人科領域の内視鏡手術などの教育、普及に関連する検討、その他業務を行なう。構成は委員長1名、担当理事及び幹事などを含む委員25名以内とする。

(10) 広報・渉外委員会：この法人に広報・渉外委員会を置く。本項における委員会は、この法人に関連する他学会との連携、その他業務を行なう。構成は委員長1名、担当理事及び幹事などを含む委員5名以内とする。

(11) 悪性腫瘍手術委員会：この法人に悪性腫瘍手術委員会を置く。本項における委員会は、この法人における内視鏡下悪性腫瘍手術に関連した教育、普及、登録、関連学会との折衝その他業務を行なう。構成は委員長1名、担当理事及び幹事などを含む委員20名以内とする

(12) ロボット支援下手術委員会：この法人にロボット支援下手術委員会を置く。本項における委員会は、この法人におけるロボット支援下手術に関連した教育、普及、登録、関連学会との折衝その他業務を行なう。構成は委員長1名、担当理事及び幹事などを含む委員20名以内とする。

3. 委員長は原則として、担当常務理事とする。

4. 常設委員会の委員長、委員の任期は2年とする。委員会構成員はいずれも併任および再任を妨げない。

5. 補充または増員による構成員の任期は、既存構成員のそれと同一とする。

委員会の運営

第27条 委員会は理事会の議を経て運営に関する規定を作成する。

2. 委員会の決定及び報告事項は、代表幹事が作成する議事録として理事会に報告し、その議を経なければならない。

臨時委員会の構成、設置、改廃

第28条 臨時委員会の構成、設置、改廃は理事長が理事会の議を経て行なう。

委員会の設置期間

第29条 施行細則第28条による委員会の設置期間は、原則として2年以内とし、その目的が達成されたとき、あるいは設置期間が終了したときに、廃止される。

本施行細則の変更

第30条 この定款施行細則は、理事会の承認を経て社員総会に報告しなければならない。

附則

本施行細則は平成25年4月1日より施行する。

この細則は平成25年9月7日に一部改定し、第2条（1）

の年会費は平成26年4月1日より有効とする。

第3条 名誉会員選考基準及び**第7条** 功労会員選考基準の業績については法人化移行前の実績を加えることができる。

平成27年9月12日一部改定

平成28年9月3日 一部改定

平成29年6月9日 一部改定

平成30年6月8日 一部改定

令和元年6月7日 一部改定